

# 埼玉県農業技術研究センターにおける不正防止計画

令和2年4月1日策定

令和5年4月1日改正

埼玉県農業技術研究センター所長決裁

「埼玉県農業技術研究センターに（以下、センター）における研究活動の不正行為等の防止に関する規程」第9条第3項第3号に基づき、不正防止計画を下記の通り定める。また、本不正防止計画は具体的な対策のうち最上位のものと位置付ける。

## 1 責任体制の明確化

不正行為の発生要因	優先的に取り組む事項
①職員が各規程等により定められたそれぞれの役割を十分に認識していない。	責任体系を定めた「埼玉県農業技術研究センターにおける研究活動の不正行為等の防止に関する管理体制」の周知を徹底する。
②各責任者の人事異動等による交代時に、責任体制について十分な引継ぎが行われない。	責任者の交代時には責任体制の十分な引継ぎを行うとともに、最高管理責任者は引継ぎが行われたことを確認する。

## 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正行為の発生要因	優先的に取り組む事項
①競争的資金等に係る事務処理について理解が不十分な職員がいる。	担当職員すべてに、実施要領等に沿った事務を行うよう周知するとともに、内部監査など、十分なチェック体制を構築する。
②研究倫理の重要性に対し意識の低い職員がいる。	研究倫理研修会、また随時、研究倫理の重要性についてアナウンスを行い研究倫理の向上を図る。
③農業研究費、競争的資金等が公的資金であるという意識が希薄である。	研究倫理研修会等で関係者の意識向上を図る。

## 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正行為の発生要因	優先的に取り組む事項
①各規程、不正防止計画等が実情と合わない。	各規程、不正防止計画等が確実に実施されるよう、毎年、実情に合わせた見直しを行う。

②各規程、不正防止計画等に定められた取り組む事項の実施が徹底されない。	コンプライアンス推進責任者は四半期ごとに不正発生要因評価表によりチェックを行う。
-------------------------------------	--

#### 4 研究費の適正な運営・管理活動

不正行為の発生要因	優先的に取り組む事項
①研究員の判断で、適正な決裁を受けずに物品の発注を行う。	発注者は、必ず発注伺いを作成し、定められた決裁ラインにより決裁を受けるとともに、担当するグループリーダーは常に適正な決裁を受けているかチェックする。
②予算執行状況が適切に把握されておらず、執行が特定の時期に偏るなど、計画的な執行が行われていない。	担当研究者は年度初めに、予算執行計画を作成する。担当するグループリーダー、室長、副所長は常に予算執行状況を把握し、遅れている場合は、改善策を講じる。
③特定業者との頻繁な取引、不審な物品購入等の予算執行を行う。	物品の発注は、必ず決められた決裁を受けるとともに、すべての案件について経理事務責任者の検査を受け、不審な案件については十分な調査を行い是正を徹底する。
④競争的資金等の物品購入に係る文書が、他の研究課題のものと混在するなど、管理が不十分。	課題担当者は課題ごとに書類の管理を徹底するとともに、担当するグループリーダー、室長、副所長は管理状況をチェックする。
⑤検収業務が、受領印による確認のみなど形骸化する。	検査員となる職員に対して、「埼玉県財務規則」に則った検収を徹底するよう周知するとともに、担当するグループリーダー、室長、副所長は適正な検収が行われていることを確認する。
⑥競争的資金に係る課題と関連性の低い出張に行く。	統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、事前に提出されるすべての出張伺いを精査し、出張の必要性等から、可否を判断する。
⑦特定の研究担当、個人に競争的資金等が集中する。	委託プロジェクト等の課題への参画については、研究評価会議において、必要性、業務のバランスなどについて十分な検討を行い、参加の可否を決定す

	る。
--	----

## 5 情報発信・共有化の推進

不正行為の発生要因	優先的に取り組む事項
①研究費の使用ルールに関する相談窓口、通報窓口について、内外への周知が不十分である。	農技研ホームページに分かりやすい形で掲載し、内外への周知を図る。

## 6 監査・モニタリングの在り方

不正行為の発生要因	優先的に取り組む事項
①不正行為等の防止に関する規程に定められた内部監査が、実情に合わないことから適正に実施されず形骸化している。	各規程等、不正防止計画が確実に実施されるよう、毎年、実情に合わせた見直しを行う。